

## 町が処分費用等の一部を助成します 空き家家財道具等おかたづけ事業を実施しています

町では、空き家の家財道具等を処分運搬および屋内外の環境整備をする方に対して、処分費用等の一部に補助金を交付しています。予算には限りがありますので、補助金の活用をご希望の方はお早めにご相談ください。

### ○補助金額

補助対象経費の2分の1に相当する額(上限10万円)

### ○対象となる空き家

- ・賃貸の用に供していたものでないこと
- ・所有者が町税等を滞納していないこと

### ○補助対象者

次の①～④のいずれにも該当する方

- ①空き家の所有権を有する方またはその相続人の方
- ②町税等を滞納していない方
- ③暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有しない方

- ④第三者と賃貸または売買を目的として、補助金を受けた日から起算して2年間、空き家を空き家バンクへ登録し、または空き家について宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者との媒介契約を締結する方

### ○補助対象経費

- ①家財道具等の処分に要する経費
- ②特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)により指定された特定家庭用機器の処分に要する経費
- ③空き家の敷地内の樹木の伐採および処分に要する経費
- ④上記①～③の処分に係る運搬に要する経費
- ⑤上記①～④の処分および運搬の委託に要する経費

▼お問い合わせは、役場企画振興課企画振興係(01372-7-5297)へ。

## 移住促進空き家活用住宅を整備 利活用できる空き家を募集しています

町では、移住促進空き家活用住宅として整備・利活用するための空き家を募集しています。

### ○空き家活用住宅とは

移住促進と空き家の有効活用を目的として空き家を整備し、移住希望者に賃貸する住宅です。

町が空き家所有者から11年間の賃貸契約で借り受けし、リフォームを行った後、新たに移住希望者に対して貸し付けを行うものです。

11年間は月1万円の賃借料を空き家所有者にお支払いします。契約満了後の11年後には所有者に住宅をお返しします。

### ○空き家の条件

- ・町内にある居住の用に供していた建物で、現に人が居住していないまたは今後10年以上にわたり使用がないことが見込まれる住宅
- ・リフォーム内容について町に一任できる住宅

### ○町と空き家所有者との賃貸契約期間

- ・契約締結日から11年に達する最初の3月末日
- ※契約期間満了前に空き家の明渡しを希望する場合は、町がリフォームした費用の一部を負担いただきます。

### ○募集軒数

1軒

### ○募集期間

5月29日(金)まで

- ※上記期間までに申請がなかった場合は、以降毎月月末まで募集期間を延長します

### ○申し込み方法

役場企画振興課窓口までお越しください。

▼お問い合わせは、役場企画振興課企画振興係(01372-7-5297)へ。